

「福岡県中小企業者等一時支援金」を装った詐欺にご注意ください



福岡県中小企業者等一時支援金 申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者向け

「福岡県中小企業者等一時支援金」の
不正受給は犯罪です

2021年3月15日時点版

はじめに

制度概要

福岡県中小企業者等一時支援金とは？

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援する福岡県中小企業者等一時支援金(以下「一時支援金(県)」という。)を給付するものです。

給付額

法人は**15万円**以内、個人事業者は**10万円**以内
2019年又は2020年の1月～3月の売上合計からの減少分を上限とします
計算の結果、給付額が0円以下となった場合は、支援金の給付はありません
給付は1回限りとなります

申請期間

2021年3月15日(月)～2021年5月31日(月)
支援金の給付要件を判定する期間については、2021年1月～3月となります
特例を用いた申請については詳細が決まり次第公表いたします

お問い合わせ先

福岡県中小企業者等一時支援金 コールセンター

フリーダイヤル:0120-123-071

ナビダイヤル:0570-012-371

受付時間:(平日9時～17時)

概略(申請の流れ)

個人事業者

一時支援金(県)の申請手順

- 1 一時支援金(県)のホームページにアクセス
- 2 制度概要や給付要件等を確認の上、メールアドレスを入力して送信
- 3 入力したメールアドレス宛てに、Web申請フォームのURLが記載されたメールが届いていることを確認し、URLへアクセス
セキュリティの関係上、本URLへのアクセスは24時間以内となりますので、必要書類等をご準備のうえで申請をお願いいたします(24時間経過後は を再度実行してください)
- 4 宣誓・同意事項を確認の上、宣誓及び 同意頂ける場合は手続きを続行
- 5 申請内容の入力・確認を実施
申請者情報 売上額 振込口座情報
- 6 必要書類を添付
2019年及び2020年の確定申告書類等の控え(収受日付印が押印されていること。またe-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」の添付が必要です)
2020年の確定申告が完了していない場合は、確定申告をお済ませの上、ご申請ください
2021年1月～3月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(売上台帳等)
本人確認書類
通帳の写し
宣誓・同意書
2019年～2021年の各年1月～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類
その他事務局が必要と認める書類
特例を用いた申請については詳細が決まり次第公表いたします

**郵送での申請をご希望の方はコールセンターまでご連絡ください
お申し込みいただいた宛先に申請書を送付いたします**

申請

申請内容に不備がなければ、審査完了後ご登録の口座に入金

申請の手続

個人事業者

通常の申請

1. 給付要件を確認する

2. 申請を実施する

申請の特例

特例を用いた申請については詳細が決まり次第公表いたします

1. 給付要件を確認する – 給付対象

個人事業者

■ 給付対象者等

【給付要件】

- 緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店と直接・間接の取引があること、または緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと。(一時支援金(県)の申請の前提となる、この緊急事態宣言による影響の考え方及びそれに伴う保存資料については、国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金(以下「一時支援金(国)」という。)の定め(P5～P6参照)に準じます)
- 2021年1月～3月の期間(以下「対象期間」という。)のうち、ひと月の売上が2019年又は2020年同月比30%以上50%未満減少した月があること
- 対象期間のうち、2019年又は2020年同月比50%以上減少した月がひと月もないこと。
2021年1月～3月の売上が2019年又は2020年同月比50%以上減少している月がある場合は、一時支援金(県)の給付対象となりません
(例えば、1月の売上が2020年同月比60%減少、3月の売上が2020年同月比30%減少となるときは、一時支援金(県)の給付対象となりません)
- 一時支援金(国)を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと
- 一時支援金(県)の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること

【給付対象者】

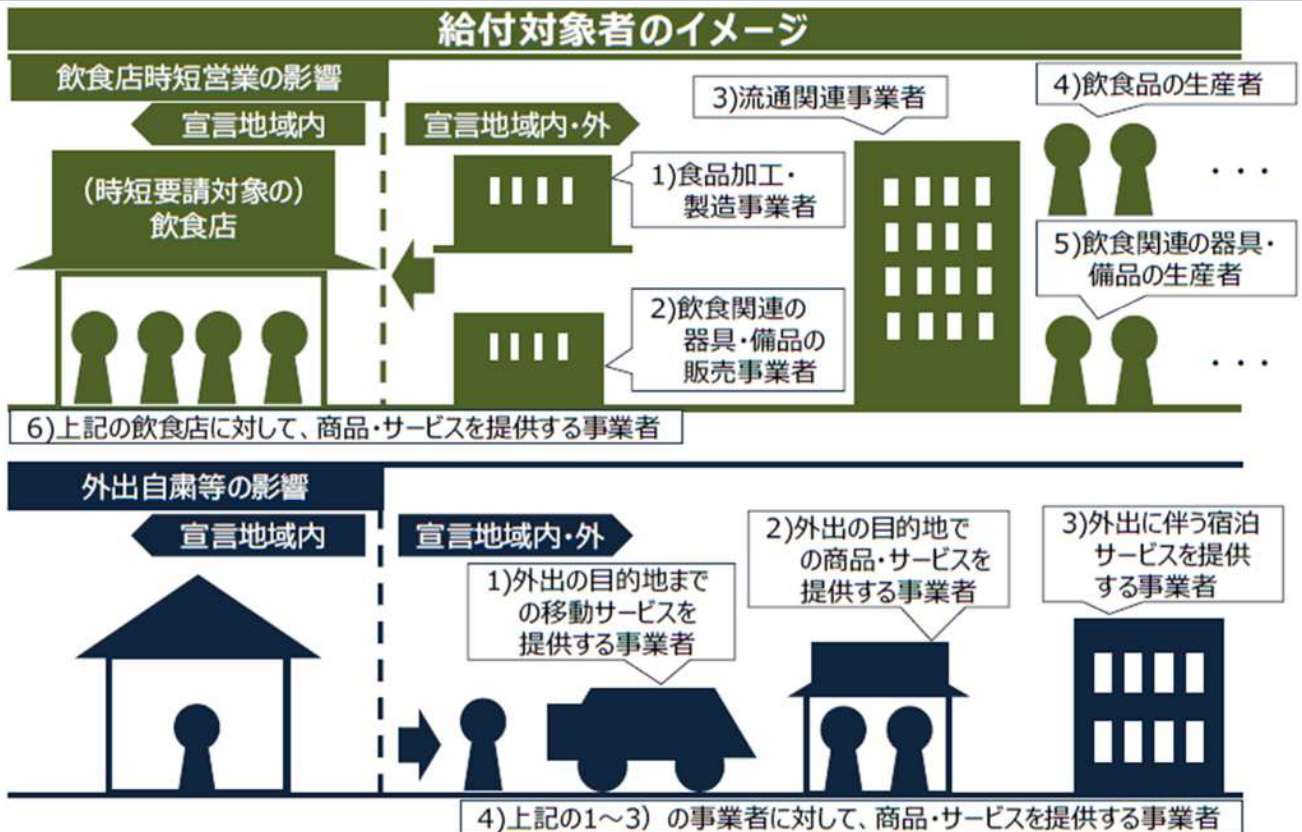
- **中堅企業、中小企業その他の法人等、フリーランスを含む個人事業者**
(福岡県内(政令市を除く)に、本店又は主たる事務所(法人)、住所(個人)があること)
資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること
確定申告書記載の、法人にあっては納税地、個人にあっては住所が福岡県内(政令市を除く)であること

【不給付要件】

1. 一時支援金(国)又は一時支援金(県)の給付通知を受け取った者
2. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
4. 政治団体
5. 宗教上の組織又は団体
6. 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
7. 地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店
8. 1～7に掲げる者のほか、一時支援金(県)の趣旨・目的に照らして適当でないと福岡県が判断する者

一時支援金(国)のHPからのご参考
(国の定める緊急事態宣言の影響と給付対象者の考え方)

前提① (給付対象について)



対象となり得る業種に該当しても、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が50%以上減少していなければ給付対象外です。例えば、宣言地域外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です。

一時支援金(国)のHPからのご参考
(国の定める緊急事態宣言の影響と給付対象者の考え方)

前提② (保存資料について)

- 申請時に提出することは不要ですが、申請者が給付要件を満たさないおそれがある場合に、**保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります**。そのため、求めに応じて速やかに提出できるよう、**電子的方法等により7年間保存してください**。
- 調査の際、保存書類がない場合又は不十分な場合には、「保存書類が存在しない、又は不十分な理由」や「飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響をどのように受けたのか」等を確認します。加えて、**申請者の販売・提供先等への調査について、申請者にも協力を求める場合があります**。

飲食店時短営業の影響関係

申請者所在地	宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店との取引関係	保存書類
(A) 全国	直接取引	<ul style="list-style-type: none"> 宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店又はその間取引先（卸売市場、流通事業者等）との反復継続した取引^{※1}を示す「帳簿書類及び通帳」。 ※1 「反復継続した取引」とは、2019年の1～3月及び2020年の1～3月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていることを指す。ただし、契約形態等により、複数回の取引を行っていない場合は、1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、その取引を示す「帳簿書類及び通帳」でも可。（以下同じ。）
(B) 宣言地域内	直接取引	
(C) 宣言地域外	間取引	<ul style="list-style-type: none"> 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。（上記(A)、(B)と同様） 加えて、自らが販売・提供する商品・サービスが、上記販売・提供先を経由して、宣言地域で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていることを示す情報として、①同販売・提供先が宣言地域内の卸売市場又は流通事業者である、又は②宣言地域内に所在する同飲食店、卸売市場又は流通事業者と反復継続した取引を行っていることを示す書類・統計データ^{※2} ※2 自らの販売・提供先が所在する地域（都道府県単位以下の範囲）から、宣言地域の卸売市場等に対して、反復継続して、自らが販売・提供する商品・サービス（品目単位）が提供されていることを示す統計データ（青果物卸売市場調査等）等

外出自粛等の影響関係

申請者所在地	事業	申請者所在地
(A) 宣言地域内	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う B to C事業者	<ul style="list-style-type: none"> 個人顧客との継続した取引（毎日複数回の取引を行っていること。以下同じ。）を示す「帳簿書類及び通帳」及び「商品・サービスの一覧表、店舗写真、賃貸借契約書若しくは登記簿」^{※1}等の左記地域内で左記事業を営んでいることが分かる書類 ※1 左記事業を営んでいることが分かる場合は許認可書で代用可
(B) 宣言地域外で特に外出自粛の影響を受けている地域	主に対面で個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行う 旅行関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> (A)に求める保存書類 加えて、所在市町村が、2021年1月以前から公開されている2016年以降の旅行者の5割以上が宣言地域内から来訪している市町村等^{※2}であると分かる統計データ(V-RESAS等) ※2 都道府県よりも狭い地域を対象とした統計データであれば可
(C) ^{※3} 全国	宣言地域の 個人顧客との継続した取引のある事業者全般	<ul style="list-style-type: none"> 個人顧客との継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」 加えて、宣言地域の個人顧客と反復継続して取引していることが分かる、顧客データ・顧客台帳又は、自ら実施した顧客調査の結果（=いずれも対象期間は、少なくとも2019年から申請日までの任意の1週間とする。）

※³ 申請者所在地・事業の条件が合致する限りは、(A)～(C)から任意の保存書類を選択することが可能であり、例えば、**申請者所在地・事業が(A)又は(B)に該当しているが指定の保存書類の準備が難しい場合に、(C)に基づいて保存書類を準備することもできる**。

(D) 全国	直接、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> 販売・提供先が(A)～(C)であることを示す書類。 加えて、上記販売・提供先と反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。
(E) 全国	販売・提供先を経由して、(A)～(C)に商品の販売又はサービスの提供を行う事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自らの販売・提供先との反復継続した取引を示す「帳簿書類及び通帳」。 加えて、自らの販売・提供先が、(A)～(C)との反復継続した取引を示す書類又は統計データ。

※ 協力金の支給対象となる時短営業等の要請を受けていない飲食店については、(A)～(C)でそれぞれ求められる保存資料に加えて、**営業許可証及び営業時間を示す写真等の同要請対象ではないことを示す書類の保存が必要です**。

上記の証拠書類等を保存していたとしても、自らの商品・サービスが宣言地域内で時短営業の要請を受けた飲食店に届いていない、宣言地域の個人顧客と継続して取引を行っていないなど、給付要件に該当しない場合は給付対象外です。

1. 給付要件を確認するー給付対象例

個人事業者

■ 給付対象となる売上の減少率の考え方

【給付対象となる場合】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2020年	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
2021年	70	55	65	対象期間								
減収率	2019年比	30%	45%	35%								
	2020年比	13%	31%	19%								

減少率(最大) : **45%**

→一時支援金(県)の**対象となります。**

【給付対象とならない場合】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2020年	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
2021年	70	45	65	対象期間								
減収率	2019年比	30%	55%	35%								
	2020年比	13%	31%	19%								

減少率(最大) : **55%**

→一時支援金(県)の**対象となりません。**

1. 給付要件を確認する – 申請期間・方法

個人事業者

■ 申請期間・方法

1. 申請期間

給付金の申請期間は2021年3月15日～5月31日となります。

申請方法：Web上での申請を基本とします。(パソコンやスマートフォン等を所有しておらず、Web申請が困難な方のために、郵送での申請もお受けしておりますので、コールセンターまでご相談ください)

2. 申請先

www.ichijishienkin.pref.fukuoka.lg.jp

3. 主な入力事項

氏名	住所	業種
開業日	屋号・雅号	従業員数
性別	生年月日	連絡先
振込口座情報	2019年～2021年の 各年1月～3月の売上額	基準年

1. 申請内容を証明する書類等(証拠書類等)

一. 青色申告の場合

2019年及び2020年の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色決算書の控え(少なくとも、確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印されていること)

2021年1月～3月の月単位の売上や月間事業収入がわかる確定申告の基礎となる書類等(売上台帳等)

本人確認書類

申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し

宣誓・同意書

2019年～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類

その他事務局が必要と認める書類

二. 白色申告等の場合(青色申告(農業)、青色申告(現金)等)

2019年及び2020年の確定申告書第一表の控え(収受日付印が押印されていること)

～ は一.と同様

収受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合、P24を参照ください

白色申告等には青色申告を行っている者であって所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない場合、所得税青色申告決算書(農業所得用)・(現金主義用)を用いている場合等を含みます

特例を用いた申請については詳細が決まり次第公表いたします

1. 給付要件を確認する－宣誓・同意事項

個人事業者

■ 宣誓・同意事項

福岡県中小企業者等一時支援金(以下「一時支援金(県)」という。)の給付を受けようとする事業者の方は、以下の項目について、宣誓・同意いただく必要があります。

給付要件及び給付対象者の要件を満たしていること

以下のどちらかに該当すること

1. 緊急事態宣言の発令地域に所在する地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店との直接・間接の取引があること
2. 緊急事態宣言の発令に伴う不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

一時支援金(県)の申請・給付のために提出した書類に虚偽がないこと

国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと

一時支援金(県)の申請は今回が初めてであること

一時支援金(県)の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること

福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと

福岡県が専門家に内容の確認等を行うことに同意すること

福岡県から検査・報告・是正のための措置や関係書類の提出指導及び事情聴取及び立入検査等の求めがあった場合はこれに応じること

申請のために提出した証拠書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意すること

虚偽が判明した場合は、一時支援金(県)の返還に応じるとともに、一時支援金(県)と同額の違約金の支払いに応じること

個人情報の取扱いに関して、一時支援金(県)の給付手続に必要な範囲内で業務委託事業者と共有することに同意すること

申請内容を他の行政機関(国・市町村等)の求めに応じて提供することに同意すること

飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金(県)の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金(県)を受給していた場合には速やかに返還すること

確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに緊急事態宣言による影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること(帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指します)

提出した情報が一時支援金(県)の事務のために第三者に提供される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は福岡県が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む)及び一時支援金(県)の給付等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(給付要件の充足性を判断するために事務局又は福岡県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む)があること

1. 給付要件を確認する – 給付額の計算方法

個人事業者

■ 給付額の計算方法

給付額は、10万円を超えない範囲で、2019年又は2020年の1月～3月の事業収入の合計額から、対象月()の月間事業収入に3を乗じて得た額を差し引いたものとする。(算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)

月間事業収入の減少分が2019年又は2020年同月比30%以上50%未満となる月の中で最も小さい売上額の月を【対象月】と呼びます

■ 給付額の算出式

S: 一時支援金(県)の給付額

(給付の **上限は10万円** となります)

A: 2019年又は2020年1月～3月の事業収入

B: 対象月の月間事業収入

$$\underline{S = A - B \times 3}$$

計算の結果、給付額が0円以下となった場合は、支援金の給付はありません

1. 給付要件を確認する – 給付額の算出例

個人事業者

■ 給付額の算出例

【給付額の算出例(2019年と比較した場合)】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2020年	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
2021年	70	55	65									
減収率	2019年比 30%	45%	35%									
	2020年比 13%	31%	19%									

- 2019年の1月～3月の売上額:300万円
- 2019年1月の月間売上額:100万円
- 2021年1月の月間売上額:70万円→減収率30%
- 2019年2月の月間売上額:100万円
- 2021年2月の月間売上額:55万円→減収率45%
- 2019年3月の月間売上額:100万円
- 2021年3月の月間売上額:65万円→減収率35%

→ 2021年2月の売上減少率が最大であり、30%以上50%未満のため、給付対象となる

→ 売上減少率が30%以上50%未満となる月の中で、最も小さい売上額の月は2021年2月であるため、【対象月】は2月となる

$$300\text{万円}(2019\text{年}1\text{月} \sim 3\text{月の売上}) - 55\text{万円}(対象月売上) \times 3 = 135\text{万円} > 10\text{万円}(上限額) \quad \text{給付額10万円}$$

ただし、白色申告等(青色申告(農業)、青色申告(現金))を用いている場合等は2019年又は2020年の月平均の売上高を用いることができます

申請の手続

個人事業者

通常の申請

1. 給付要件を確認する

2. 申請を実施する

申請の特例

特例を用いた申請については詳細が決まり次第公表いたします

2. 申請を実施する – 基本情報の入力

個人事業者

■ 基本情報の入力

基本情報として下記の項目をご入力ください。

項目名	概要
氏名	氏名を入力してください
氏名(カナ)	氏名をカナ表記で入力してください
郵便番号	郵便番号を入力してください
住所	確定申告書記載の住所を入力してください
住所(カナ)	確定申告書記載の住所をカナ表記で入力してください
業種	日本産業分類における大分類で該当する業種を選択してください
開業日	開業日を入力してください 個人事業の開業・廃業等届出書に記載の開業日を入力
屋号・雅号	屋号・雅号を入力してください
従業員数	常時使用する従業員数を入力してください
性別	性別を入力してください
生年月日	生年月日を入力してください
連絡先氏名	連絡先となる方の氏名を入力してください
連絡先氏名(カナ)	連絡先となる方の氏名をカナ表記で入力してください
連絡先電話番号	連絡先となる方の電話番号を入力してください
連絡先郵便番号	連絡先となる方の郵便番号を入力してください
郵送先住所	書類の郵送先住所を入力してください
郵送先住所(カナ)	書類の郵送先住所をカナ表記で入力してください
月別売上額	2019年～2021年の各年の1月～3月の月別売上額を入力してください 売上額が0円の月は、0を入力してください
基準年	対象月の売上高を比較する年(2019年又は2020年)を選択してください

2. 申請を実施する – 口座情報の入力

個人事業者

■ 口座情報の入力

【ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合】

口座情報として下記の項目をご入力ください。

項目名	概要
金融機関コード	金融機関コードを入力してください
支店コード	支店コードを入力してください
口座種別	普通預金/当座預金から種別を選択してください
口座番号	口座番号を入力してください
口座名義	申請者名と一致する口座名義を入力してください
口座名義(カナ)	申請者名と一致する口座名義をカナ表記で入力してください

【ゆうちょ銀行の場合】

口座情報として下記の項目をご入力ください。

項目名	概要
記号	口座の記号を入力してください
番号	口座の番号を入力してください
口座名義	申請者名と一致する口座名義を入力してください
口座名義(カナ)	申請者名と一致する口座名義をカナ表記で入力してください

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付

個人事業者

■ 証拠書類等の添付

【添付にあたっての注意事項】

申請に当たり、証拠書類等の提出が必要になりますが、添付する際には注意事項がございます。

以下の内容を確認のうえ、添付をお願いいたします。

アップロードできるファイル形式は、pdf、jpg、png、xls、xlsx、doc、docx、ppt、pptx形式となります。

上記ファイル形式以外の場合、エラーとなります

ファイルの容量は、1ファイルにつき4MB、合計2GBまでとなりますので、1ファイルの容量が4MB以上の場合は、ファイルを分割またはファイル容量の縮小をお願いいたします。ただし、ZIP形式での書類添付はできません。

デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した画像ファイルのご提出も可能ですが、細かな文字が読み取れるよう、記載内容がはっきりと映っている画像ファイルの添付をお願いします（写真のファイルサイズが大きすぎる場合は、記載内容がはっきりと分かる範囲で画質を落とす、もしくはサイズを小さくして撮影してください）。

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 概要

個人事業者

■ 証拠書類等の添付

【添付書類の種類】

申請に当たり、以下の証拠書類等の提出が必要になります。

書類の名前	書類の内容
2019年及び2020年の確定申告書類の控え	<p>青色申告(一般)の場合 2019年及び2020年の確定申告書類の控え</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書第一表の控え(各年1枚ずつ) 所得税青色申告決算書(各年2枚ずつ) <p>少なくとも確定申告書第一表には収受日付印が押されている必要があります。(e-Taxの場合には受付日時の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が必要となります)</p> <p>所得税青色申告決算書は青色申告(一般)の場合のみ提出</p> <p>白色申告等(青色申告(農業)、青色申告(現金)等)の場合 2019年及び2020年の確定申告書類の控え</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定申告書第一表の控え(各年1枚ずつ)
月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等	<ul style="list-style-type: none"> 2021年1月～3月の月単位の売上がわかる書類(売上台帳等)
本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証、パスポート、健康保険証等
通帳の写し	<p>以下の情報が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関コード 支店コード 口座種別 口座番号 口座名義人 など
宣誓・同意書	<ul style="list-style-type: none"> 事務局が定める様式
2019年～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> 2019～2021年の各年1～3月における顧客である法人の法人名、法人番号及び連絡先並びに顧客である個人事業者等の屋号・雅号、氏名及び連絡先 <p>事務局が定める様式で提出してください</p>
その他事務局が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターの指示等により追加で提出する上記以外の資料等

特例を用いた申請については詳細が決まり次第公表いたします

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

- 1 確定申告書類

2019年及び2020年の確定申告書類の提出が必要になります。

- 確定申告書第一表の控え (各年1枚ずつ)
- 所得税青色申告決算書 (各年2枚ずつ) (白色申告等の場合は不要)

少なくとも確定申告書第一表には收受日付印が押されている必要があります

e-Taxを通じて申告を行っている場合、P18を参照してください

收受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合、P24を参照ください

【確定申告書第一表の控え】

確定申告書第一表の控え。2019年及び2020年の両方のデータが記載されていることが確認できる。

【所得税青色申告決算書】

所得税青色申告決算書の控え。2019年及び2020年の両方のデータが記載されていることが確認できる。

所得税青色申告決算書の控え。2019年及び2020年の両方のデータが記載されていることが確認できる。

画像ファイルはpdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

-2 確定申告書類(e-Taxの場合)

2019年及び2020年の確定申告書類の提出が必要になります。

- 確定申告書第一表の控え(各年1枚ずつ)
- 所得税青色申告決算書(各年2枚ずつ)(白色申告等の場合は不要)

確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されている必要があります。「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されていない場合、「受信通知」の添付が必要となります

収受日付印が押された確定申告書類をお持ちでない場合、P24を参照ください

【確定申告書第一表の控え】

2019年及び2020年の両方

【所得税青色申告決算書】

2019年及び2020年の両方

2019年及び2020年の両方

【受信通知】

2019年及び2020年の両方

申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことが確認できるメール詳細がわかるものを添付してください

画像ファイルはpdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

月単位の売上がわかる書類等

2021年1月～3月の月単位の売上がわかる売上台帳等を提出してください。フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳等でも問題ありません。ただし、提出するデータが2021年1月～3月のデータであることを確認できる資料を提出してください(2021年 月と明確に記載されている等)。

特に2021年1月～3月における各月の売上がわかる書類については、「2021年 月」など明記したうえで金額にマーカーなどで印をつけ、合計額がわかるようにしてください

2021年3月中に申請を行う場合は、2021年1月～2月の売上がわかる売上台帳等を提出してください

【提出データフォーマット例】

- 経理ソフトから抽出した売上データ
- エクセルで作成した売上データ
- 手書きの売上帳のコピー等

データはxls、xlsx、doc、docx、ppt、pptx形式、画像ファイルの場合はpdf、jpg、png形式でご提出いただくよう、お願いいたします

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できる形で提出してください。

運転免許証(両面)(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。)

個人番号カード(オモテ面のみ)

写真付きの住民基本台帳カード(オモテ面のみ)

在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留の資格が特別永住者のものに限る。)(両面)

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(全ページ、カード式の場合は両面)

いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります

なお、～ を保有していない場合は、又は で代替することができるものとします。

住民票の写し及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方

住民票の写し及び各種健康保険証の両方

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

通帳の写し

申請者名義口座の通帳の写しの提出が必要になります。
提出用の画像ファイルをご準備いただく際には、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人などを確認できるよう、スキャンまたは撮影を行ってください。

電子通帳を利用しており、紙媒体の通帳を所持されていない場合は、電子通帳等の画面画像を提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面画像を提出してください

・通帳のオモテ面

預金通帳	
123 4567890	様
BANK	

・通帳を開いた1・2ページ目

総合口座					
おなまえ		サマ		金融機関コード: xxx	
通帳限度額は次の通りです	科目	金額	変更後の金額	店番	口座番号
株式会社		銀行		支店	

・電子通帳 画面画像

口座番号			
様		金融機関コード: xxx	
お取引店名			
店番号	XXX	支店名	XXXX
預金種類	決済用残高(普通)	口座番号	XXXX
Web通帳			

！！ご注意ください！！

画像ファイルが不鮮明な場合や、金融機関コード・支店コード・口座種別・口座番号・口座名義人の内、1つでも確認できない場合、振込作業が実施できず、支援金のお支払いができません！

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

宣誓・同意書

宣誓・同意書を提出してください。

- 申請者の氏名を自署でご記載ください

宣誓・同意書

福岡県中小企業者等一時支援金（以下「一時支援金（県）」という。）を申請するにあたり、下記の全てにおいて宣誓又は同意します。

- ① 申請要領に記載の給付要件及び給付対象者の要件を満たしていること
- ② 以下のどちらかに該当すること
 1. 緊急事態宣言の発令地域に所在する地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店との直接・間接の取引があること
 2. 緊急事態宣言の発令に伴う不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
- ③ 一時支援金（県）の申請・給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- ④ 国の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金を申請及び受給しておらず、かつ将来にわたって申請及び受給しないこと
- ⑤ 一時支援金（県）の申請は今回が初めてであること
- ⑥ 一時支援金（県）の給付を受けた後も事業を継続する意思があること
- ⑦ 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ⑧ 福岡県が専門家に内容の確認等を行うことに同意すること
- ⑨ 福岡県から検査・報告・是正のための措置や関係書類の提出指導及び事情聴取及び立入検査等の求めがあった場合はこれに応じること
- ⑩ 申請のために提出した証拠書類等に記載された 情報を税務情報として使用することに同意すること
- ⑪ 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- ⑫ 個人情報の取扱いに関して、本支援金の給付手続に必要な範囲内で業務委託事業者と共有することに同意すること
- ⑬ 申請内容を他の行政機関（国・市町村等）の求めに応じて提供することに同意すること
- ⑭ 飲食店であって、地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象であり、当該協力金が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている場合には、一時支援金（県）の受給資格がないことに同意し、既に一時支援金（県）を受給していた場合には速やかに返還すること
- ⑮ 確定申告書並びにその裏付けとなる取引内容が確認できる帳簿書類及び通帳並びに緊急事態宣言による影響を証明する証拠書類を電磁的記録等により7年間保存すること（※帳簿書類とは、日付、取引先、取引内容、取引金額等が証拠書類とともに確認できる売上台帳、請求書、領収書等を指します）
- ⑯ 提出した情報が一時支援金（県）の事務のために第三者に提供される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は福岡県が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む）及び一時支援金（県）の給付等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合（給付要件の充足性を判断するために事務局又は福岡県が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む）があること

令和 3 年 月 日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者等の氏名（自署）

2. 申請を実施する – 証拠書類等の添付: 詳細内容

個人事業者

顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類
事務局所定の様式に必要事項を記載の上、ご提出ください。

取引先情報一覧

令和 3 年 月 日

福岡県中小企業者等一時支援金事務局 殿

支援金の申請にあたり、取引先の情報について、以下の通り提出します。

1. 申請者情報

法人名（個人事業者の場合は屋号）	代表者氏名

2. 申請者の該当区分

該当する緊急事態宣言の影響について、以下から選択してチェックしてください。

- ① 緊急事態宣言の発令地域で地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い協力金の支払い対象となっている飲食店と直接・間接の取引がある
- ② 宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた

3. 取引先情報

該当する項目を以下から選択してチェックしてください。

- ① （個人事業者等ではない）個人向けに商品の販売又はサービスの提供を行っている
→ 以下の項目は記入不要です。
- ② 法人又は個人事業者等に商品の販売又はサービスの提供を行っている
→ 2019年～2021年の各年1月～3月において、2で選択した項目に該当する取引を複数回行った取引先のうち売上が最も大きい取引先について、以下に記入してください

(1) 2019年1月～3月

法人番号（法人の場合のみ）																				
住所																				
法人名（個人事業者の場合は屋号）										電話番号										

(2) 2020年1月～3月

法人番号（法人の場合のみ）																				
住所																				
法人名（個人事業者の場合は屋号）										電話番号										

(3) 2021年1月～3月

法人番号（法人の場合のみ）																				
住所																				
法人名（個人事業者の場合は屋号）										電話番号										

2. 申請を実施する – 登録内容・証拠書類等の確認

個人事業者

■ 登録内容の確認

- ご確認事項への同意(記載内容の確認後ボタンを押下)
- 下記入力情報に誤りがないか確認
 - 基本情報(申請者情報・連絡先情報・売上額)
 - 口座情報

■ 証拠書類等の確認

- 下記添付資料に誤りがないか確認
 - 2019年及び2020年の確定申告書類の控え
 - 確定申告書第一表の控え(收受日付印が押印されていること。またe-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知(メール詳細)」の添付が必要です。)(各年1枚ずつ)
 - 所得税青色申告決算書(各年2枚ずつ)(白色申告の場合は不要)
 - 2021年1月～3月の月単位の売上がわかる確定申告の基礎となる書類等(売上台帳等)
 - 本人確認書類
 - 通帳の写し
 - 宣誓・同意書
 - 2019年～2021年の各年1～3月における顧客である法人の情報及び個人事業者等の情報が確認できる書類
 - その他事務局が必要と認める書類
- 特例を用いた申請については詳細が決まり次第公表いたします

お持ちの確定申告書に收受日付印が押されていない場合、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書(その2所得金額用)」を提出することで代替することができます。この場合、收受日付印のない確定申告書類の控えと納税証明書をご提出いただくことになります

なお、納税証明書の取得のために税務署へ来署される方が増えており、発行までにお時間を頂く場合があります。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用ください(請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間を頂く場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定ください)。詳しくは国税庁のHPの「[手続名]納税証明書の交付請求手続」をご覧ください

「收受日付印等」および「納税証明書(その2所得金額用)」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を提出することで代用することができます。「課税証明書」又は「非課税証明書」は、地方公共団体に発行を請求することで入手でき、請求先となる地方公共団体は、「証明が必要な課税年度の1月1日時点で住民登録のある地方公共団体」となります。詳しい請求方法については、各地方公共団体のHP等からお調べください

2. 申請を実施する – 申請後の流れ・不正受給時の対応

個人事業者

■ 申請後の流れ

申請時に登録頂いた情報・証拠書類等の確認を実施させていただきます。申請内容・証拠書類に不備がない場合は、審査が完了後速やかにご登録いただいた口座にお振込みいたします。

申請内容において確認させていただきたい事項が発生した場合、登録頂いたメールアドレス宛に連絡させていただきます。

■ 不正受給時の対応

申請時に登録頂いた情報・証拠書類等について、不審な点が見受けられる場合、調査を実施する場合がございます。

調査の結果、不正受給と判断した場合は、支援金の返還に加え、支援金と同額の違約金の支払いを求める場合がございます。

申請に必要な手続きは以上になります

お問い合わせ先

福岡県中小企業者等一時支援金 コールセンター

フリーダイヤル:0120-123-071

ナビダイヤル:0570-012-371

受付時間:(平日9時~17時)

「福岡県中小企業者等一時支援金」を装った詐欺にご注意ください